

平成30年度第2回千葉県国土利用計画地方審議会議事録

- 1 会議の日時 平成31年2月6日（水曜日）
午前10時から11時10分まで
- 2 場 所 プラザ菜の花 3階 菜の花
- 3 出席者の氏名
 - (1) 審議会委員
北原理雄会長（議長）、伊藤忠良副会長、池邊このみ委員、大江靖雄委員、岡奈理子委員、小坂泰久委員、斉藤守委員、志賀和人委員、轟朝幸委員、中村暁美委員、仲村秀明委員、西田三十五委員、松戸隆政委員（計13名）
 - (2) 事務局職員
今泉総合企画部長、中村政策企画課長
総合企画部政策企画課 榊田副課長、高森地域政策班長、稲主査、海老原副主査、大塚主事
- 4 議事録署名人
北原会長が岡委員及び志賀委員を指名。
- 5 会議に付した議題
 - (1) 千葉県土地利用基本計画の変更について（諮問）
 - (2) 第5次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画におけるモニタリング調査要領の策定について（諮問）
 - (3) その他
- 6 議事の概要
 - (1) 千葉県土地利用基本計画の変更について（諮問）
（議事説明）
議 長 事務局から説明をお願いします。
事務局〔資料1－2「千葉県土地利用基本計画図（変更案）」に基づき説明〕

議 長 それでは審議いただく。質問・意見のある方は発言をお願いします。

（森林地域の縮小対策）
岡 委 員 森林の減少量が非常に大きいので驚いている。この中で、道路については県民全員が享受できる部分があるが、ゴルフ場の開発と太陽光発電施設については性質が異なると理解している。総面積からすると、太陽光発電施設によりゴルフ場2つ分の面積に相当する森林が伐採されて

しまうことになる。

これは民有地なので仕方がないとは思いますが、これによって失われる森林を代償させるような仕組みを県の方では構築できないのか。

事務局 森林の様々な機能による重要性を鑑み、来年度から森林環境譲与税が導入され、国税として県及び市町村に交付されるので、それを財源として森林整備が進められ、その中で県及び市町村としてどのような森林の形が重要となるのか考えていくことになろうかと思う。

岡委員 県としての方針、例えば、県条例で示すことなど個別に対応できると思うが、森林環境譲与税とは別に、県として森林を守るのだという姿勢は必ず必要であると考えている。

こういう状況を見るとそれほど猶予はなく、条例を作るにしても数年掛かると思うので、是非進めることを考えて欲しい。

志賀委員 国段階での森林の保全としては、森林法に基づく林地開発許可制度と保安林の2つがあるが、林地開発許可については、一定の要件を満たすものは許可しなければならないということになっているので、おそらくこのような状況になっているのだろうと思う。その中で、残地森林の保全などはそれなりに取り組んでいる。

一方、保安林は転用等に対して規制が掛かるが、千葉県の場合、保安林が非常に少なく、その規制が掛かっているところが少ないというのが千葉県の特徴となっている。水源かん養保安林になると、利根川や江戸川の関係で群馬県などに多いが、千葉県内では他県に比べて非常に少ない状況となっている。

このような前提の中で、県として何ができるかということ、他県では重要な森林を公有林化するとか、水源地域の外国資本による購入に対して条例で規制するなどの対応が取られてきている。

千葉県においては、林地開発の適正化条例や里山条例を作っているので、新たに何かというよりも、これらの条例を現状の中でどのように展開していけるかということ、他の地目との関係も踏まえながら、今後検討してもらえればと思う。

(ゴルフ場)

大江委員 案件2～4のゴルフ場について、その数は最近減ってきているかと思うが、これらの案件は既存施設の拡充ではなく、面積的に新設ということなのか。

事務局 新設のゴルフ場になる。

大江委員 人口減少している中で経営は大丈夫かと思、そこを切り開いたはいが荒地になってしまうことを懸念している。

岡委員 千葉県のゴルフ場は数多くある中、いくつも経営が立ち行かなくなっている状況がある。

今回、森林の質的には高くないかもしれないが、面積的には約 120ha 減少させてゴルフ場にした後、もし経営が立ち行かなくなった場合、森林面積を回復させるような仕組が条例に盛り込まれているのか、盛り込まれていなければどういう手が打てるのか、教えて欲しい。

事務局 詳細な状況を把握していないため、今いただいた御意見については担当部局にしっかり伝えて、今後の森林保全のあり方の参考にさせていただければと考えている。

議長 委員の皆様から、森林面積の減少についてかなり強い危機感を抱いているのと、人口減少社会の中で千葉県は首都圏の中でいろいろ恵まれているとはいえ、ゴルフ場等の施設が今後どうなっていくのか、その後のことも考えて県は手立てを打って欲しいとの意見が出たので、今後の施策への反映に是非努めてもらいたいと思う。

議長 それでは、知事から諮問を受けた「土地利用基本計画の変更」について、お諮りする。

原案どおり承認するということで、知事に答申してよろしいか。

各委員 (異議なし)

議長 では、原案どおり承認するということで、知事へ答申することとする。

(2) 第5次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画におけるモニタリング調査要領の策定について(諮問)

(議事説明)

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 資料2-2「県土利用のモニタリングに関する調査要領(案)」、資料2-4「モニタリング指標(案)総括表」、参考1「第1回審議会意見への対応について」及び「モニタリング指標(案)総括表(見え消し)」に基づき説明

事務局 なお、この事務局案に関して、本日御欠席の石川委員と入江委員から、事前に御意見をいただいているので、紹介させていただく。

石川委員からは、

○ 「水循環」について、「水循環基本法」の理念を踏まえ、今後、千葉県としての方針を定め、指標化について検討してほしい。

との御意見をいただいた。

これに対しては、今後の指標の見直しなどの機会を捉え、随時、担当部局と情報共有を図りながら、指標化について検討していきたいと考えている。

○ 「特別緑地保全地区」の指標を削除するのではなく、緑地保全として一番良い「特別緑地保全地区」に加えて、行政と県民等による多様な緑地保全の取組(市民緑地等)を指標に反映させて欲しい。

との御意見をいただいた。

これに対しては、行政と県民等による多様な緑地保全の取組状況を踏まえ、「特別緑地保全地区」を削除せず内訳表示する形で、指標を「地方公共団体等による緑地保全件数・面積（特別緑地保全地区・市民緑地契約制度）」に変更したいと考えている。

- 「景観づくり地域活動団体」は、活動が限定され、県民の取組が数字として反映されていないと思われる。
- 公園緑地等の維持・活用に関しては、様々な取組が行われているので、行政と連携した活動や団体の数字を指標化して欲しい。

との御意見をいただいた。

これに対しては、県条例に基づき認定される「景観づくり地域活動団体数」が現在13団体と千葉県全体の数値としては少なく、活動が限定的であるという御指摘を踏まえ、各市町村における活動の広がりを捉えるのにより適切な指標として、市町村において把握している「公園緑地の保全・管理等に係る市民活動団体数」に指標を変更したいと考えている。

また、入江委員からは、

- 「温暖化対策」の取組に関する指標「千葉県における二酸化炭素排出量」について、発電に係る排出量は計算上、消費地でカウントされ、千葉県の排出量に含まれないため、その旨を注釈に加える必要がある。

との御意見をいただいた。

これに関しては、現在担当課と調整中であるが、指標そのものの加除ではなく、指標の定義に係る補足情報となるので、対応については、引き続き事務局と会長の方で検討させていただきたいと考えている。

議 長 それでは審議いただく。質問・意見のある方は発言をお願いします。

(モニタリング・計画評価制度の中での目標達成状況に応じた施策の見直し)

轟 委員 資料2-2の3ページ「モニタリング・計画評価制度の流れ」のPDCAサイクル図のうち、内側のサイクルに関して、「指標の見直しのために」と説明をされたときに違和感があった。評価制度自体を見直すことは必要であるが、前回の意見は、「目標達成状況に応じて再検証する」というところでどう結び付けていくのかが順応的管理のポイント」ということであるから、目標に対して上手く向かっていないのであれば、目標年次の7年後を待たずに何か手立てを打っていくということが必要ではないかと思うので、その点を確認させて欲しい。

モニタリング制度そのものの見直しは必要であるが、2年ごとのモニタリング調査に併せて、施策も見直していくことが重要なのではないかと思う。

事務局 モニタリング調査では、各指標を所管している担当課において施策の

実施状況等を含め評価していくこととなるが、その中で思うように目標に向かっていっていない状況であれば、担当課の方で改善するような施策を打っていくことになると考えている。

志賀委員 前回私がこの意見を言ったが、轟委員の言われることはまさに正論だと思う。ただ行政が組織や施策を変えるというのは難しいことだということもあり、とりあえず一歩前進であると思う。

私は国際的な森林認証に関わっていて、そこでのモニタリングがどういうことを意味しているのかということをつけ加えておくと、行政組織の中で閉じているのではない一般市民レベルの意見の聴取とか、それによる見直しとかがあり、委員会がそれらの検証を一手に担っているが、そうした社会に開かれたような色彩を加える観点が今後必要になると思う。

ただ全国の中でもモニタリング指標を設定して計画評価しているのは千葉県の進んでいるところであるので、ステップとして、更に次の段階に進んでいく中で受け止めてもらえれば良いと思う。

事務局 御意見の意図は重々承知した。おそらく言葉足らずなところがあり、施策の見直しや改善していくということは、資料2-2の1ページにも折々触れている部分であるので、資料の表現については微修正させていただきたいと思う。

議長 ただいま御指摘いただいた点については事務局にて微修正してもらえるとということなので、その方向で検討してもらいたい。

それでは、そうした前提のうえで、今回、知事から諮問を受けた「第5次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画におけるモニタリング調査要領の策定」について、原案どおり承認するというところで、知事に答申してよろしいか。

各委員 (異議なし)

議長 では、原案どおり承認するというところで、知事へ答申することとする。

(3) その他

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 (参考2「第5次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画のモニタリング調査及び計画評価に係る今後のスケジュール」に基づき説明)

6 その他必要な事項

なし

以上